

船舶事故調査報告書

平成26年10月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	浸水
発生日時	平成26年6月15日（日） 08時40分ごろ
発生場所	長崎県南島原市口之津港東方沖（島原湾） 口之津港東防波堤灯台から真方位087° 2.8海里付近 （概位 北緯32° 36.4′ 東経130° 15.5′）
事故調査の経過	平成26年6月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 ^{かつ} 勝丸、3.0トン 293-37190熊本、個人所有 9.98m (Lr) × 2.70m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、235.35kW、平成元年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年6月16日 免許証交付日 平成25年12月17日 （平成31年11月1日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関に濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、口之津港東方沖で漂泊して遊漁中、平成26年6月15日08時40分ごろ、船長が、船尾甲板の最船尾部に海水が滞留している状況を視認した。 船長は、船尾甲板の最船尾が海面まで沈下していたので、本船が沈没すると思い、沈没を回避するために本船を発進させ、口之津港北東方の砂浜を目掛けて右舵を取り、本船が右舷側に大きく傾斜し、沈没する寸前の08時45分ごろ本船を乗り揚げさせた。 船長は、釣り客に船首から錨を降ろさせ、正船首方約20mの橋の下に投錨して船固めをし、付近にいた遊漁船に釣り客の救助を依頼した後、09時21分ごろ海上保安庁に118番通報を行った。 釣り客及び船長は、付近にいた遊漁船に救助され、本船は、翌日、同遊漁船にえい航されて定係地に帰った。

	(付図1 事故発生経過概略図 参照)
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>船長及び釣り客は、口之津港東方沖で遊漁中、全員が船首甲板にいたので、浸水に気が付くのが遅れた。</p> <p>本船のふだんの喫水は、船首約0.2m、船尾約0.8mであった。</p> <p>本船の甲板下は、船体中央部から船尾側に機関室が、更にその船尾側に2か所の空所（以下、船首方の空所を「本件空所①」及び船尾方の空所を「本件空所②」という。）がそれぞれあり、機関室の上には操舵室が設けられていた。(写真1参照)</p>  <p>写真1 本船全景</p> <p>本船は、平成15年ごろ主機を換装した際、排気管の取付けが左舷側から右舷側に変更されたが、‘機関室から本件空所①及び本件空所②に通じる左舷側の貫通口’（以下「本件貫通口」という。）（直径約16cm、船底からの高さ約36cm、左舷外板から約25cm）が閉鎖されずに放置されていた。(写真2参照)</p>  <p>写真2 本件貫通口</p> <p>本件空所②は、高さ約40cmの仕切り板で船横方向に3つに分かれており、その中央部の底部に直径約21cmのプロペラ点検口が設けられていた。(写真3～5参照)</p>

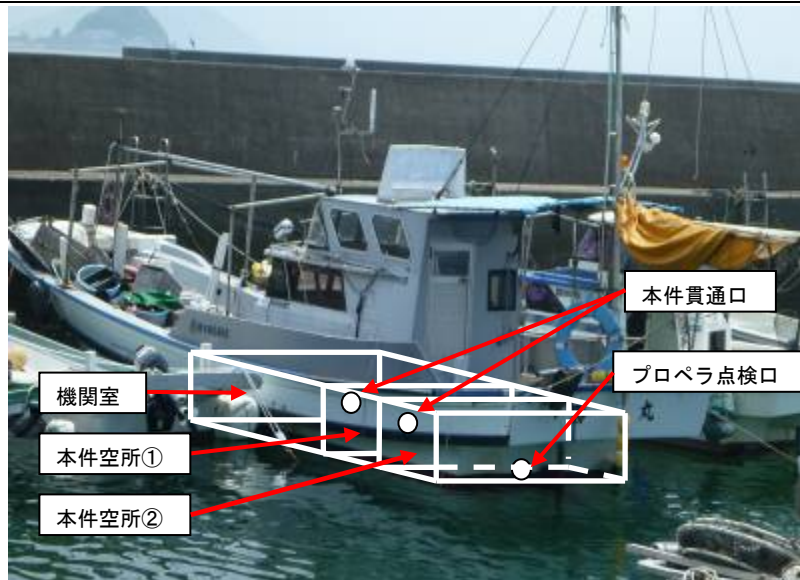


写真3 甲板下の配置図

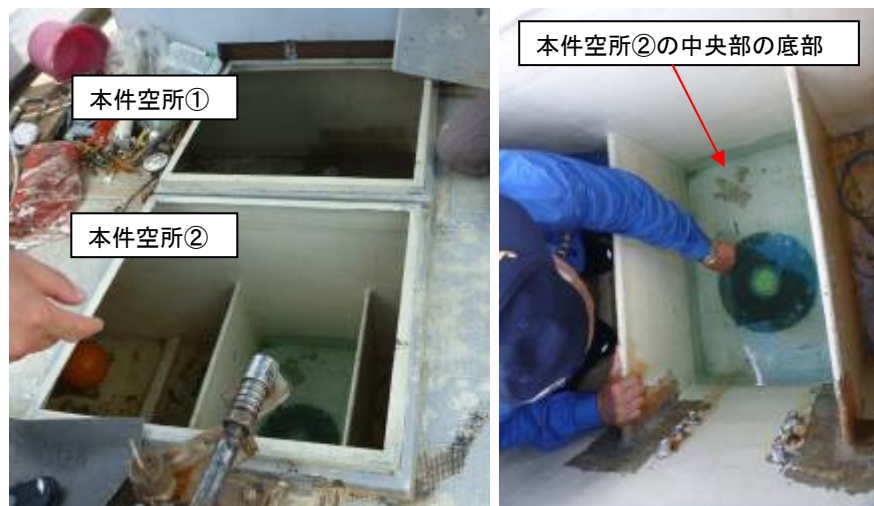


写真4 船尾側の2か所の空所

写真5 プロペラ点検口

船長は、13日、遊漁に備えて熊本県上天草市江樋戸港内で本船を移動させようとした際、隣に係留されていた船のフェンダー取付け索をプロペラに巻き込んだので、プロペラ点検口を開けて同索の除去作業を行っていたところ、左舷側の仕切り板で圧迫された左脇腹が痛くなり、病院に行き、その後、プロペラ点検口のことを失念していた。

船長は、本事故後、プロペラ点検口が開いていることを確認し、同点検口を開けた状態で本船を運航したと思った。

船長が、プロペラ点検口を開けてフェンダー取付け索の除去作業を行っている時、海水は船底から約20cmまでしか入っていなかった。

船長は、固定式の救命胴衣を着用していたが、釣り客は、膨張式の救命胴衣を所持していたものの、クーラーボックスに収納しており、着用していなかった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、口之津港東方沖で漂泊して遊漁中、船長が本件空所②に設けられたプロペラ点検口を開放した状態で運航していたことから、プロペラ点検口から本件空所②に浸水が生じ、本件貫通口から本件空所①及び機関室に海水が流入し、船体中央部から船尾方にわたって甲板下に浸水したものと考えられる。</p> <p>船長は、停泊中、プロペラ点検口を開けてプロペラに絡索したフェンダー取付け索を外す作業を行った際、プロペラ点検口を閉めなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、口之津港東方沖で漂泊して遊漁中、船長が本件空所②に設けられたプロペラ点検口を開放した状態で運航していたため、プロペラ点検口から本件空所②に浸水が生じ、本件貫通口から本件空所①及び機関室に海水が流入し、船体中央部から船尾方にわたって甲板下に浸水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航前にはプロペラ点検口等の開口部を点検すること。 ・ 甲板下の空所隔壁にある不用な貫通口は閉鎖すること。 ・ 遊漁中は救命胴衣の着用を指導すること。

付図1 事故発生経過概略図

